

大淀川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「大淀川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、宮崎河川国道事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会は規約の変更、その他重要な事項を決定する。
- 5 協議会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、宮崎河川国道事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）大淀川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という）の事務を処理するため、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県県土整備部河川課、鹿児島県土木部河川課、熊本県土木部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月28日から施行する。

本規約は、令和3年3月18日から施行する。

本規約は、令和4年3月24日から施行する。

本規約は、令和5年6月2日から施行する。

本規約は、令和6年5月27日から施行する。

本規約は、令和7年5月29日から施行する。

別表－1

大淀川水系流域治水協議会 委員名簿

機 関 名			役 職 等
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	所長
気象庁		宮崎地方気象台	台長
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	所長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	所長
林野庁	九州森林管理局	宮崎森林管理署	署長
宮崎県	総務部		危機管理局長 兼危機管理課長
	県土整備部		河川課長
			砂防課長
			都市計画課長
	宮崎土木事務所		所長
	都城土木事務所		所長
	小林土木事務所		所長
	高岡土木事務所		所長
	中部農林振興局		局長
	北諸県農林振興局		局長
	西諸県農林振興局		局長
鹿児島県	危機管理防災局		災害対策課長
	土木部		河川課長
	大隅地域振興局		建設部長
熊本県	土木部		河川課長
	球磨地域振興局		土木部長
宮崎市			市長
都城市			市長
小林市			市長
曾於市			市長
三股町			町長
高原町			町長
国富町			町長
綾町			町長
多良木町			町長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所			所長
アドバイザー			宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局

宮崎河川国道事務所
宮崎県
鹿児島県
熊本県

流域治水課
県土整備部 河川課
土木部 河川課
土木部 河川課

別表－2

大淀川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名			役 職
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	副所長
			工務第一課長
			工務第二課長
			河川管理課長
			流域治水課長
			海岸課長
			都城出張所長
			宮崎出張所長
			高岡出張所長
			本庄出張所長
気象庁		宮崎地方気象台	防災管理官
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	管財課長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁	九州森林管理局	宮崎森林管理署	総括治山技術官
宮崎県		総務部危機管理局	危機管理課長補佐
		県土整備部	河川課長補佐
			砂防課長補佐
			都市計画課長補佐
		宮崎土木事務所	河川砂防・都市公園課長
		都城土木事務所	河川砂防課長
		小林土木事務所	河川砂防課長
		高岡土木事務所	工務課長
		中部農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
		北諸県農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
		西諸県農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
鹿児島県		危機管理防災局	災害対策課長補佐
		土木部	河川課技術補佐
			砂防課技術補佐
		環境林務部	森づくり推進課技術補佐
		大隅地域振興局建設部	河川港湾課長
			林務水産課長
			農村整備課長
熊本県		土木部	河川課審議員
		球磨地域振興局	工務課長

別表－2

大淀川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名	役 職
宮崎市	危機管理課長
	土木課長
	都市計画課長
	農村整備課長
	建築行政課長
	森林水産課長
	下水道整備課長
	高岡総合支所 農林建設課長
都城市	危機管理課長
	維持管理課長
	下水道課長
小林市	危機管理課長
	建設課長
曽於市	総務課長
	土木課長
三股町	総務課長
	都市整備課長
高原町	総務課長
	建設水道課長
国富町	総務課長
	都市建設課長
綾町	総務課長
	建設課長
多良木町	建設課長
	危機管理防災課長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所	係長

○オブザーバー

宮崎県 農村計画課	計画調整担当主幹
宮崎県 農村整備課	土地改良施設保全担当主幹
宮崎県 自然環境課	治山担当主幹
宮崎県 森林経営課	森林整備担当主幹

○事務局

宮崎河川国道事務所	流域治水課
宮崎県	県土整備部 河川課
鹿児島県	土木部 河川課
熊本県	土木部 河川課

小丸川水系流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「小丸川水系流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、小丸川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長をおき、宮崎河川国道事務所長を会長とする。
- 3 会長は、協議会の事務を掌理する。
- 4 協議会は規約の変更、その他重要な事項を決定する。
- 5 協議会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長をおき、宮崎河川国道事務所技術副所長を幹事長とする。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。
- 5 幹事会の運営及び招集は事務局が行う。
- 6 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 7 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- （1）小丸川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会（以下「協議会等」という）の事務を処理するため、九州地方整備局宮崎河川国道事務所及び宮崎県県土整備部河川課に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会等の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月28日から施行する。

本規約は、令和3年3月23日から施行する。

本規約は、令和4年3月23日から施行する。

本規約は、令和5年5月29日から施行する。

本規約は、令和6年5月27日から施行する。

本規約は、令和7年5月29日から施行する。

別表－１

小丸川水系流域治水協議会 委員名簿

機 関 名			役 職 等
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	所長
気象庁		宮崎地方気象台	台長
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	所長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	所長
林野庁	九州森林管理局	西都児湯森林管理署	署長
宮崎県	総務部		危機管理局長 兼危機管理課長
	県土整備部		河川課長
			砂防課長
			都市計画課長
	高鍋土木事務所		所長
	日向土木事務所		所長
	児湯農林振興局		局長
日向市			市長
高鍋町			町長
木城町			町長
川南町			町長
椎葉村			村長
美郷町			町長
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所			所長
アドバイザー			宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局

宮崎河川国道事務所
宮崎県流域治水課
県土整備部 河川課

小丸川水系流域治水協議会 幹事名簿

機 関 名			役 職
国土交通省	九州地方整備局	宮崎河川国道事務所	副所長
			工務第一課長
			河川管理課長
			流域治水課長
			海岸課長
			高鍋出張所長
気象庁		宮崎地方気象台	防災管理官
財務省	九州財務局	宮崎財務事務所	管財課長
農林水産省	九州農政局	南部九州土地改良調査管理事務所	企画課長
林野庁	九州森林管理局	西都児湯森林管理署	総括治山技術官
宮崎県		総務部危機管理局	危機管理課長補佐
		県土整備部	河川課長補佐
			砂防課長補佐
			都市計画課長補佐
		高鍋土木事務所	総務課長
			工務課長
		日向土木事務所	用地課長
			河川砂防課長
		児湯農林振興局	農村計画課長
			農村整備課長
			林務課長
			森林土木課長
日向市		防災推進課長	
		建設課長	
高鍋町		危機管理課長	
		建設管理課長	
木城町		総務財政課長	
		環境整備課長	
川南町		総務課長	
		建設課長	
椎葉村		総務課長	
		建設課長	
美郷町		総務課長	
		建設課長	
		農林振興課長	
(国研)森林研究・整備機構 森林整備センター 宮崎水源林整備事務所			係長

○オブザーバー

宮崎県 農村計画課	計画調整担当主幹
宮崎県 農村整備課	土地改良施設保全担当主幹
宮崎県 自然環境課	治山担当主幹
宮崎県 森林経営課	森林整備担当主幹

○事務局

宮崎河川国道事務所	流域治水課
宮崎県	県土整備部 河川課

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会規約

（設置）

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づく大規模氾濫減災協議会及び第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会、として、「大淀川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、大淀川水系および近隣河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3 平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 26 年 8 月豪雨、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 三 事務局は、第 1 項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 二 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所流域治水課、宮崎県宮

崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、高岡土木事務所とする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

本規約は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

本規約は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

本規約は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

本規約は、令和 元年 5 月 31 日から施行する。

本規約は、令和 2 年 5 月 28 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

本規約は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

本規約は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

別表－１

大淀川水系水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名	所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所	事務所長
気象庁 宮崎地方気象台	台長
宮崎県	危機管理局長 兼危機管理課長
	河川課長
	砂防課長
	宮崎土木事務所 所長
	都城土木事務所 所長
	小林土木事務所 所長
	高岡土木事務所 所長
鹿児島県	危機管理防災局 災害対策課長
	土木部 河川課長
	大隅地域振興局 建設部長
熊本県	知事公室 危機管理防災課長
	土木部 河川課長
	球磨地域振興局 土木部長
都城市	市長
曽於市	市長
三股町	町長
小林市	市長
高原町	町長
宮崎市	市長
国富町	町長
綾町	町長
多良木町	町長
九州電力株式会社 宮崎支店	執行役員宮崎支店長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県

流域治水課
宮崎土木事務所
都城土木事務所
小林土木事務所
高岡土木事務所

別表－2

大淀川水系水防意識社会再構築協議会 幹事名簿

機 関 名	所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所	副所長
	工務第一課長
	河川管理課長
	調査第一課長
	都城出張所長
	宮崎出張所長
	高岡出張所長
	本庄出張所長
気象庁 宮崎地方気象台	防災管理官
宮崎県 総務部危機管理局 県土整備部 宮崎土木事務所 都城土木事務所 小林土木事務所 高岡土木事務所	危機管理課長補佐
	河川課長補佐
	砂防課長補佐
	都市計画課 美しい宮崎づくり推進室長
	河川砂防・都市公園課長
	河川砂防課長
	河川砂防課長
	工務課長
鹿児島県 危機管理防災局 土木部 大隅地域振興局建設部	災害対策課 課長補佐
	河川課技術補佐
	河川港湾課長
熊本県 知事公室 土木部 球磨地域振興局	危機管理防災課長補佐
	河川課審議員
	維持管理調整課長
都城市	危機管理課長
	維持管理課長
	下水道課長
曾於市	総務課長
三股町	総務課長
	都市整備課長
小林市	危機管理課長
	建設課長
高原町	総務課長
	建設水道課長
宮崎市	危機管理課長
	土木課長
	警防課長
国富町	総務課長
	都市建設課長
綾町	総務課長
	建設課長
多良木町	危機管理防災課長
	建設課長
九州電力株式会社 宮崎支店	技術部 土木建築グループ長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県流域治水課
宮崎土木事務所
都城土木事務所
小林土木事務所
高岡土木事務所

小丸川水系水防災意識社会再構築協議会規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会及び第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「小丸川水系水防災意識社会再構築協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- 1 台風などの出水による甚大な被害に対処するため、小丸川流域および近隣河川における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による水害に強い地域づくりの推進を図る。
- 2 台風などの豪雨による土砂災害の甚大な被害に対処するため、被害を軽減する具体的方策の検討などの地域との連携による土砂災害に強い地域づくりの推進を図る。
- 3 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害・土砂災害が頻発していることを踏まえ、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

二 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

三 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

二 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

三 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 四 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 五 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び水防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- 4 その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 二 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 二 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 8 条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

二 事務局は、九州地方整備局宮崎河川国道事務所流域治水課、高鍋土木事務所とする。

(雑則)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

本規約は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。

本規約は、平成 30 年 1 月 22 日から施行する

本規約は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

本規約は、令和 2 年 5 月 29 日から施行する。

本規約は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。

本規約は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

本規約は、令和 5 年 5 月 29 日から施行する。

本規約は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

別表－１

小丸川水系水防災意識社会再構築協議会 委員名簿

機 関 名		所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所		事務所長
気象庁 宮崎地方気象台		台長
宮崎県	総務部	危機管理局長 兼危機管理課長
	県土整備部	河川課長
		砂防課長
	高鍋土木事務所	所長
高鍋町		町長
木城町		町長
川南町		町長
九州電力株式会社 宮崎支店		執行役員宮崎支店長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授

杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県

流域治水課
河川課
高鍋土木事務所

別表－2

小丸川水系水防災意識社会再構築協議会 幹事名簿

機 関 名		所 属 等
国土交通省 宮崎河川国道事務所		副所長
		工務第一課長
		河川管理課長
		流域治水課長
		高鍋出張所長
気象庁	宮崎地方気象台	防災管理官
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課長補佐
	県土整備部	河川課長補佐
		砂防課長補佐
		都市計画課長補佐
	高鍋土木事務所	総務課長
		工務課長
高鍋町		危機管理課長
		建設管理課長
木城町		総務財政課長
		環境整備課長
川南町		総務課長
		建設課長
九州電力株式会社		技術部 土木建築グループ長

○アドバイザー

宮崎大学名誉教授 杉尾 哲

○事務局 宮崎河川国道事務所
宮崎県流域治水課
河川課
高鍋土木事務所